

平成16年第2回本巢市議会定例会議事日程(第3号)

平成16年3月17日(水曜日)午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(49名)

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鷓飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	臼井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	参 与	新 谷 哲 也
参与兼合併 プロジェクト室長	守 屋 太 郎	収 入 役 職務代理者	高 田 善 和
総 務 部 長	溝 口 義 弘	企 画 部 長	高 橋 武 夫
市民環境部長	土 川 隆	健康福祉部長	中 村 節
産業建設部長	服 部 次 男	上下水道部長	林 賢 一
教 育 長 職務代理者	堀 部 秀 夫	根 尾 総合支庁長	島 田 克 広

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

開議の宣告

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は49名であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 若原敏郎君と17番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（村瀬 治君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問の順序は受け付け順です。

最初に44番 稲葉信春君の発言を許します。

44番（稲葉信春君）

与えられたことに感謝を申し上げます。また、きょうは日がいいと申しますか、私の誕生日でございますので、大変うれしく思っております。

それでは、2点につきまして質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第1問目といたしましては、大掃除・ボランティア活動ということでございますけれども、これは私の今住んでおります団地のことを申し上げておるわけでございますが、御存じのように、私の住んでおります団地、昭和56年に入居を開始いたしまして、既に23年たっております。その間、住民の発意によりまして、自分たちの手で町内をきれいにしようという考えの中から、春と秋、2回大掃除をやっているわけでございますが、私が入居しました昭和56年ごろは、トラック1台あれば十分だったと思っておりますけれども、最近はトラックを7台駆使しまして、春、秋の大掃除を行っておるというようなことでございます。

御存じのように、23年たつわけでございますが、皆さん23年年をとられたということから、現在2トン車並びに4トン車を借りて利用しているんですが、4トン車の積み込みがだんだんえらくなってきているというようなことで、若手の人手不足ということの中から、大変苦勞を来しているわけでございます。

部長、団地へ行ってみられましたか。これが私の団地でございます。

今ここにため池があるんですが、きょうでも帰りのぞいてください。カモがたくさん来て、渡り鳥ですけど、休憩しております。本巢市の中でカモが遊んでいるところは少ないと思いますが、団地の中のため池の中でたくさんカモが遊んでいるというのも少ないだろうなというふうに思っております。

子供の見学者が多いわけですが、これだけあるだけでございまして、それからずうっとつながりまして、ここが今できました新しいバイパス、旧の県道大野・岐阜線でございますが、ここから一番利用するのが私たちだろうということから、毎回、このバイパスのこの交差点のところからずうっとハイツの入り口まで、ここまで車で走ってみますと1,000メートルあります。ここへ皆さん入っていただいて、この道路も清掃するということから、そしてこの団地の中をくまなく清掃するわけでございます。

過去に1回、本巢の業者で、パッカー車を持っていた業者があったわけございまして、それをお借りしましたら大変労力も要らなくて、便利にできたわけでございます。

私たちは、それが市道であろうと町道であろうと、自分たちの住んでいる庭先、側溝、そういうものは自分たちできれいにしていきたいと。これはいつまでたってもやっていきたいという考え方があるわけでございますけれども、先ほども申しましたように、それにおいては体力、労力、いろいろなものが伴っていくわけございまして、特にこれは、色は班別でございますけど、1班、2班、3班、4班、5班、6班、7班という、この5班のこの土手と申しますか、ここに草が生えますと、命綱をしてやらないと草が刈れないような危険な箇所があるんですが、これは過去ですと町にお願いして、町の方で刈っていただいたという経緯があります。

そういうことから、今後ともやっていきたいし、そしてそういうときには小・中学生の皆さんも、応援していただくと、そして子供と大人のコミュニケーションを深めながら、少しでも団地の中をよくしていきたいという考え方に立ってやっているわけでございます。

今回も5月の第2日曜日でございますけれども、また市の方へお願いいたしまして車等を手配していただかなければならないわけですが、先ほども申しましたように、パッカー車、まず旧本巢町で持ってみえる業者はいないと思うんですが、旧の糸貫町、それから真正町等々の方でそういうのがあったら、ぜひお借りしたいなというふうに思っているわけです。そして、少しでも自分たちの住んでおります町、自分たちの住んでおります庭先は自分できれいにしたいと思っております。

当日、今530数世帯あるんですが、全員が出まして大掃除にかかるわけでございますが、大変な人出で、見事なものでございます。一応この草、木を持っていくところは、日当と金原の間にあります佐合木材というところへお願いいたしまして、そこでチップにするわけでございますけれども、肥料とか、佐合木材の方へお願いして持っていつているわけでございます。

金の問題はいいいませんが、ただ労力的に、先ほども申し上げますように、肉体がだんだん衰えてきて、私も23年前のことを思うと、2トン車のトラックの運転はいいんですが、4トン車のトラックの運転になるとちょっとえらいなと思うわけでございますので、何とかその点を市の方で改良

できるなら改良していただきたい。

私は、市道は市でやれとか、側溝は市道の中だから市でやれとは申しません。先ほども申しましたように、うちの団地は北は北海道から南は沖縄まで、本当に全国区と申しますか、たくさんのいろいろなところから集まってきております。そういう人たちのコミュニケーションを深めるには、そのほかにも盆踊りとかお祭りとかいろいろありますけれども、そういうものを通じながら、特に男の人は普通、家から会社までピストン輸送するだけで、なかなか地域住民と接する機会がないということから、そういうような機会を設けながらやっていきたいと思っておりますので、そういう付随するものの手助けを何とか今後やっていただければ助かるなあというふうに思っておりますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは次に、ラスパイレスの問題につきまして質問したいと思います。

御存じのように、今合併しました4ヵ町村の中で、ラスの一番大きいところが、根尾さんが91.6、本巣が92.1、真正が90.2、糸貫が89.6というのが、これ2002年でございますが、2003年になりますと根尾さんが2.7ポイントアップいたしまして94.3、本巣が1.2マイナスいたしまして90.9、真正は0.5上がって90.7、糸貫が0.7上がって90.3となっております。

御存じのように、岐阜県は47都道府県ある中で、町村のラスが最低だということは皆さん既に御存じだと思いますけれども、最低の中の一番高い根尾さんが28位ですか。それから本巣が56位、真正が62位、糸貫が68位というふうになっているわけです。もっと低いのが、旧の7ヵ町村のうちに入っていた穂積と巣南ですか、これがもっと低いわけでございます。それで、その資料にも書いてありますように市の平均は99.2、町村が91.9、県全体では95.4というふうになっているわけでございますけれども、先ほども申しました、とびきり高い根尾さんを除いて、あとの3町が若干低いわけでございますけれども、これが市になった場合に、今、既存であります市のラスまで追いつけるのか。追いつくには、相当並み大抵な苦勞をしなければ追いつけないんじゃないかと。普通のことをやっているとできないだろうなと思うわけでございますが、やはり岐阜県の中の本巣市として、他の市と肩を並べていくには、どのような努力をなさるのか、またどうすれば他の市と肩を並べていけるのか。そういう施策がありましたらぜひお聞かせ願ひたいと思います。

10年間の統計もあるわけでもございますけど、上がったり下がったり、上がったり下がったり、いろいろしておりますけれども、私も根尾さんを見まして、どえらい高いところにあるなと感心しておるわけでございますが、合併することによって根尾さんのラスがぐうっと下がっていくんじゃないかという心配もあるわけでございますので、ひとつその点も含めまして、御答弁のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問を終わります。よろしく御回答のほどお願ひいたしたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

大掃除・ボランティア活動について、産業建設部長の答弁を求めます。次に、ラスパイレス指数について、総務部長の答弁を求めます。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは44番 稲葉議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の道路・水路等の清掃につきましては、ボランティア活動ということで行政に御協力をいただき、感謝をしているところであります。

新市におきましても、引き続き各自治会でお世話になりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

市といたしましては、地域環境活動交付金といたしまして、幹線道路以外の道排水路、公園、広場等清掃活動に対しまして交付することとしております。

また、御質問の清掃活動で発生します土砂等の処分につきましては、積み込み、運搬時の事故等も懸念されますので、市といたしましては業者に委託し、年1回の処理をしたいと考えております。

なお、収集場所でございますけれども、できる限りまとめていただきますようお願いしたいと思います。また、そのとき発生します瓶、缶等につきましては分別いただきまして、収集日に出していただきたいと考えております。どうぞ御理解をいただきいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（村瀬 治君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、稲葉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ラスパイレス指数についてということでございますが、ラスパイレス指数につきましては、一般的にその町村の給与水準を示す指数ということになっております。

平成15年4月1日現在の県内の状況でございますけれども、先ほど議員からもお話がございましたが、次のようになっております。

一般職で、ラスパイレス指数が100を超える団体が4団体ございます。4市でございますけれども、各務原市、高山市、恵那市、岐阜市ということになっております。それから、逆にラスパイレス指数が90を切る、90未満の団体でございますけれども、これが12町14村、計の26団体があるわけでございます。

ここ数年、県内の市の状況につきましては、それぞれ低下の傾向にあり、市町村につきましては、ほぼ横ばいとなっているわけでございます。合併前の旧町村のラスパイレス指数は、議員が申されたとおりでございます。15年、旧の根尾村の指数につきましては少し上がったわけでございますけれども、この部分につきましては給料表の構成変更、これは根尾村さんが7級制をしいてみました。それが8級制を導入されたということで、職員の階層の変動というものが大きな増加であるというふうに思っております。

また、他の町村につきましては、主に採用とか、あるいは退職による変動ということございま

す。

市の給料表及び初任給の基準の状況につきましては、国の基準に準じており、職員の経験年数、あるいは階層区分の中で、中間層を除きましては、給与水準はほぼ適正に保たれているというふう
に思っております。

本市は合併直後でございます。今後、市町村間の職員の給与の平準化を図ることがまず一
番大切だと。4町村それぞれの給与にばらつきがございます。この平準化を図っていきたいとい
うことがまず先決であるという中におきましても、やはり規定がございます。規定の範囲内で均衡を
図るように努めたいというふうを考えております。

なお、今年の市の職員のラスパイレス指数につきましては、4月1日現在で調査が行われまし
て、今年度の年度末にまた公表されることになっております。御理解いただきたい思います。

〔44番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、稲葉議員。

44番（稲葉信春君）

土砂の運搬等のことを今申されましたが、私は土砂の運搬はどっちでもいいんです。年に1回、
回ると申しましたが、年に1回ぐらい回ってもらったって、とてもきれいになりません。年に2
回、私たちが清掃して結構なほど出るわけで、一応今、神海にあります。そこまで持って行って
処理しているというようなことで、先ほど私が言いましたように、車を8台お借りして、そして年
に2回、これは一番草木が多いわけございまして、その草木、やはり素人でございますので、プ
ロのように1車に詰め込む量が、プロから見ると半分ぐらいしか積めないんじゃないかなと。
途中で草木が落ちていって、電話がかかってきて、御迷惑をかけたこともありますけれども、そ
ういう草木を何とかうまくあいに処理できないかなあと。だから、パッカー車があると一番いい
なあと。特に草なんかは、詰め込むと結構詰める。昔、本巣町に1軒だけ持っていた器具がありま
して、それを借りたことがあるんですが、それは本当に楽ですし、労力は要りませんし、たくさん
積みますし、それはトラックを8台借りるよりもパッカー車が二、三台あった方がどれだけいいか
わかりませんが、だからそういうことでパッカー車のことも質問の中に書いておりましたが、
そういうことは全然御答弁がないわけでございます。

ですから、私たちは公平になってきて、少しでも楽をしたいと。楽をして、町内をきれいにした
いというようなことから、何とかそういうような車を手配していただければ、その車を持ってい
って佐合木材まで行けると。佐合木材というのは本巣の人としか知らんかもしれませんが、往復1時
間にかかるだろうなあと、積みおろししたりしますと。そういうところでございますけれども、何
とかそういう方へ力を注いでもらいたいと。

なるほど土砂を取っていただくのはいいんですが、今、宝珠ハイツに、道路を横断しておる側溝
が49ヵ所ある。それがほとんど本巣町の時代に、道路横断の側溝を直していただいております。
つまり道路を通るたびにカッチャンコ、カッチャンコと音がしまして、サラリーマンでございます

で、夜でも仕事で1回通るで近所に迷惑をかけるということで、これが今全部ボルト締めになっているですね。ですから、ちょっとやさっとではボルト締めを取るわけにはいきませんで、モンキー等もいただいておりますけれども、それはそれで土砂を取るのは案外苦にしておりません。

昔、家がないころは流出する土砂も大変だったんですが、今、空き地が大分少のうございまして、土砂そのものは、団地の中を全部駆けめぐれば、1車で十二分に処理できるということになります。

でありますので、できたら草木を処分するに何とかいい方法が、先ほども提案したとおりでございますので、その方の御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それからラスパイレスでございますが、100以上はそのとおりですが、県職が100以上ありますので、県職を入れて五つ100%以上ということになります。

私が心配しているのは、せっかく市になっても、先ほど申しました100から100に近い市が大変多いわけでございますが、山口市のように合併してもうんと低いというような例もありますので、本巢市は皆さんの既存の市にいつ追いつけるのかなという疑問がありますので、その点もう一度お願ひします。以上です。よろしくお願ひします。

議長（村瀬 治君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

自席で失礼いたします。

今、再質問で、草木の処分ということで御質問がございましたが、市全体として我々は考えていかなければならないというふうに考えておまして、今御質問の場所については、特殊な事情もあるように、そういった場所があると思います。まだ合併して間がない今現在でございますので、今すぐそれに対応するという事は、市としては考えておりませんので、今後、全体のクリーン活動ということも市民環境部の方で進められております。そういったところの関係も考えまして、対応をすることになるかと思っておりますので、そういうこととお願ひしたいと。当面は何とか、合併して間がないものですから、御協力をいただきたくと云うふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

それでは自席の方で答弁をさせていただきます。

再質問に係ります答弁でございますけれども、非常に我々にとってありがたい御質問であるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、まず我々としましては、4町村のバランスというものを考えていきたいと。そうした中におきまして、やはり規定がございます。その中での調整ということをまず最優先として考えさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

〔44番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、稲葉議員。

44番（稲葉信春君）

3回目の質問をさせていただきます。

ラスパイルスのことは結構でございます。よろしくお願いいたします。

掃除のことでございますけれども、新市になったばかりでという、それは気持ちはよくわかるんですが、私たちはこれからもずっと生活していく上において、先ほども申しましたように、自分たちのところは自分たちの手でやりたいという気持ちでいっぱいでございます。雑な言い方なら、そんなものは市道だで市に任せておけ、ほかっとけと。側溝も市のものやでほかっときゃいいじゃないか。それでも済むだろうと思うんですけれども、それではそこに住んでいる資格がないだろうというふうに思って、自分たちの住んでいるところは自分たちできれいにすべきだろうなというふうに思うんです。それをするときには100%住民に任せてしまうというのもどうかと。行政がそれに少しでもお手伝い。

だから合併したばかりでちょっと難しいよ、しばらくはそのままでやってくれよというのでは、余りにも冷たいなというふうに思うんです。住民が要望しましたら、要望にこたえるように努力するのが行政だと思うんで、できるかできんかは別として、やはりそういうものを住民が要望すれば、努力してもらって、先ほど言うようにパッカー車も借りるところがあれば、糸貫、それから真正の方にあるかもしれません。ですから、そういうもの手配してみて100%不可能だというならいざ知らず、まだそういうこともなさっていないだろうと思いますので、ちょっと冷たいなというふうに思っております。土砂は年に1回取りに来てもらったって、うちは年に2回掃除しますんで、1回分はそのまま積んでおっても流れていってしまっただろうとどうしようもできませんので、それは結構ですが、先ほども言いましたように、こちらからお願いしたものについては、紳士的に検討していただくというのが行政じゃないかなというふうに思いますので、再度その辺の答弁をお願いいたします。以上です。

議長（村瀬 治君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

ただいま稲葉議員さんが申されましたように、地域活動として行政、また市のために御協力いただいていることは、最初に申し上げましたように、我々としては感謝しているところでございます。ただいま要望ということを申されましたが、旧4町村のクリーン活動といいますが、清掃活動というのは、それぞれの自治会で自主的に協力いただいておりますので、そういう全体の中での対応ということになってまいりますので、ただいまの要望についても、関係課、また執行部全体として一度研究してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔44番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、稲葉君。

44番（稲葉信春君）

どうもありがとうございました。

先ほどの、要望ではございませんので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

続きまして、5番 国井 博君の発言を許します。

5番（国井 博君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、1点質問をさせていただきます。

東南海・南海地震及び東海地震における指定市町村の認定において、本巢市の根尾地区のみが指定されていないことについてであります。

平成15年12月16日に国の中央防災会議が行われ、17日に地震活動要綱が発表されました。いつ起きても不思議でないとされる東南海・南海地震、また東海地震は、市民にとっても大変気になるところであると思われ、市民の安心・安全の観点からも、切迫する大地震に対し、緊張感を持って一層の危機管理体制の強化を図ることが大切であると思われ、

地域防災体制の整備を図る上で、救助、救急消防医療、緊急輸送、使用物の調達活動等は、地域の連帯が欠かせません。参考資料としまして、別紙の新聞のコピーを配付させていただきましたが、ごらんになっていただければわかると思いますが、本巢市の本巢地区、糸貫地区、真正地区は防災対策推進地域に指定されておりますが、根尾地区のみが認定されておられません。

根尾地区の隣村の藤橋村、板取村、山県市も指定されており、根尾地区だけが歯の抜けた状態になっており、地域住民は大変不安がっております。根尾地区は山間地区のため、山の崩壊、道路の決壊等により交通が遮断され、救援物資の確保・救助・救急の活動は最も重要な問題であると考えられますので、根尾地区について早急に再認定の手続をする考えがあるのか。また、市全体における地域防災計画の見直しについて、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

東南海・南海地震及び東海地震における指定市町村の認定について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、国井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、岐阜県では中津川市が東海地震を対象とした大規模地震対策措置法による地震防災対策強化地域に指定されております。国井議員からの資料にございますように、東南海・南海地震を対象とした東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の防災対策推進地域に当初の12市町村に加えまして、平成15年12月16日に県内50の市町村が、過去の地震以外、市町村側からの要望によりまして、震度5強の地域であっても、国の中央防災会議により指定追加を受けまして、現在62の市町村が防災対策推進地域に指定されたところでございます。

本巢市におきましても、合併前の本巢町、真正町、糸貫町がこの15年の12月に追加の指定を受けたところでございますが、根尾村におきましては、御質問のとおり、この指定を受けておりません。今後、合併前の根尾村の指定につきましては、県の危機管理室へ確認をさせていただきました。その結果、現在、国の中央防災会議において合併した市町村の区域内において未指定のあることは、地域防災体制の一体性と均衡を欠くため、合併市町村の地域指定について議論がされていると聞いております。本市におきましても、その結果を持って手続をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、国の防災中央会議、これは内閣総理大臣が会長になって行っているということで、あくまでもこの指定を受けるに当たっては、町村からの要望、それから県の意見を聞いてこの指定が受けられるということでございます。

そんなことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（村瀬 治君）

国井議員。

5 番（国井 博君）

自席でお願いします。

質問というより要望ですが、合併して一つの自治体になったわけでありますので、ぜひとも根尾地区も指定されるように要望して終わらせていただきます。以上です。

議長（村瀬 治君）

続きまして、16番 若原敏郎君の発言を許します。

16 番（若原敏郎君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目は、専門職員の採用計画はということでございます。

合併協議の進行過程で、住民サービスは上限に、負担は現状維持でということの説明し、本市の合併に住民の理解を得てきたところであります。新市が誕生し、市民がより高いサービスを期待しているところであります。

高水準のサービスを提供していくためには、早急に専門職員の採用をしていく必要があり、また今後は事務職員ばかりではなく、専門技術職員も必要と考えます。

市長の公約の一つであります、情報ネットワーク整備により地域間の格差を是正するためのITの分野、また本市は農業振興地域であることから、農業関係の専門の職員、下水道整備もこれから重要な課題とされるところであります。

そこで、すべての事業に現在コンサルタントに基本計画を委託しているわけですが、住民の声を直接聞いて、事業に生かせる本市の専門技術職員を早急に育てるべきと考えまして、次の3点についてお尋ねしたいと思っております。

一つ目は、今現在、本市には何名の専門職員が配置されているのかということですが。

2点目に、今後の専門職員の採用は計画されているのでしょうか。

3点目に、その計画があるならば、私は専門職員については、実績のない本市でありますから、相当な実務経験者でなければならぬと考えております。

以上3点をよろしくお願いします。

次に、総合病院の必要性ということで質問させていただきます。

今まさに世界的な恐怖となっている感染症が発生しています。日本においても、昨年、台湾からの旅行者のSARSの問題、現在は高病原性鳥のインフルエンザの問題、鳥のようなインフルエンザが人間に流行したら、大パニックになることは必至だと思います。研究者の中には、鳥インフルエンザが豚に感染し、同時に豚が人間に感染するインフルエンザウイルスを持っていますと、豚の中でウイルスが進化し、人間に感染する可能性があると言っている人もいます。このほかにも、治療が困難な病気が次々と出てきています。本市では、ふだん病気にかかったときは、軽微なときは近くの個人の開業医に行きます。重症のとき、また手術となると近隣の市の総合病院へかかります。仮に、冒頭に述べましたように、感染症にこの地域が襲われたときに、近隣の病室が満員になり、他市町村からの患者は拒否されることはないかと危惧しております。さらに、市の行政は、市民の安全と生命・財産を守る義務を負っているところであります。そこで、本市も総合病院が必要ではないかと考え、市長の方針をお尋ねします。

3点に分けておりますが、長期的には総合病院は必要ではないか。また2点目として、重大災害、感染症等で患者が多く発生するとき、他市町の総合病院は受け入れ患者の優先順位をつけていて、他町村の患者は後回しにされることはないかということも心配しております。

3点目として、仮に本市が病院を設置するとなると、いろんな規制があるのではないかと、こんなことも思って、以上3点お尋ねをいたします。どうかよろしく願いいたします。

議長（村瀬 治君）

専門職員の採用計画と総合病院の必要性について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

若原議員の御質問に対しまして、お答え申し上げます。

初めに何名の専門職員が配置されていくのかという御質問でございますが、2月1日現在、技術吏員の医療職を30名配置しております。

その内訳としましては二つの診療所に医師4名、技師1名、看護師8名の13名、四つの保健センターに、保健師14名、看護師1名、歯科衛生士1名、栄養士1名の17名、計30名でございます。

次に、今後の専門職員の採用の計画についてのお問い合わせでございますが、現在のところは採用計画を持っておりません。

今後、専門的な事務事業につきまして、今までは委託方式、あるいは専門職員による事務処理方式等々ありますが、経営面とか、あるいは効率化ということも含めまして比較検討しながら進めてまいりたいと思います。一般的には、例えば設計監理等は委託するような方向にあるわけでありまして、業種によって違ってくるということでございますが、そうしたことを比較検討しながら進め

てまいりたいと思っております。

また、従来からバーター人事を県と行っておりまして、職員研修をしております。議員御指摘の下水道整備に関する専門職員につきましては、既に県とのバーターによりまして、本市の下水道課に県から派遣された技術職員を技監として配置しておりますし、それによりまして事業の推進とか、あるいは本市の職員の育成指導も図っていただいております。また、このバーターによりまして、本市の職員を県の関係部署に派遣をいたしまして、専門的な分野におきます仕事につかませまして、県の職員の指導を受けながら研修を受けていると。およそ2年間の期間で、バーター人事、交流を行っているわけですが、こういうような形で専門職員の育成にも努めているところでございます。

最後の実務経験者の採用についてはいかがかとの御質問でございます。これに対しましても、現在のところございませんが、必要性が生じるということもあろうかと思っております。議員の御提案を十分に踏まえながら、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、総合病院の関係の御質問でございます。

初めに、長期的には、総合病院が必要なのではないかとの御質問でございます。

まず保健医療体制につきまして申し述べますが、医療法の第30条の3の規定に基づきまして、保健医療につきましては、都道府県の所轄の分野でございます。したがって、その30条の3には、都道府県は医療提供する体制の確保に関する計画、これは保健医療計画というんですが、これを定めることとしておりまして、これに基づきまして病院の整備を行っていくことになっております。また、この岐阜県保健所計画の中で、医療圏の制定が明示されております。この医療圏と申しますのは、岐阜県では御存じの五つの圏域がございますが、この圏域ごとに医療圏を整備するということになっているわけでありまして、この中で、当本巣市は岐阜医療圏に入るわけでありまして、この岐阜医療圏では、約人口としては80万人、これに対しまして病院が49ございます。

また、診療所と表現してありますが、医院等も含めまして550カ所、それから歯科医院が366ということになっておりますが、これが岐阜県域の状況でございますけれども、医療法第30条上の3第2項第3号に規定します2次医療圏というものが決められておりまして、これは病床数をあらわすわけでございますが、必要病床数というものを定めることになっております。この岐阜医療圏におきまして、病床数は現在7,102床ございます。計算上の必要病床数は6,962床でございますが、必要な病床数より140病床が多くなっているわけでございますが、そういう状況になっているわけでございます。

いずれにしましても、総合病院の設置は本巣市だけで設置するというものではございませんで、岐阜医療圏の中で計画的に配置されればそれでいいんだという形になっているわけでございます。したがって、財政事情も厳しいわけでございますし、市立の病院を設置するということは困難ではないかと、このように思っております。また、県域の私立の病院とか、保険医療機関、医院等、そういうものにつきましては将来とも県の指導に基づき、要は必要病床数がどれだけ必要かということから算出されて許可が出され、医院の整備がされるものということになっているので、よ

ろしくお願いします。

次に感染症の患者の受け入れ順次の優先順位についてでございますが、感染症にかかった人が個人開業医等に行かれました場合に、開業医がこの人は感染症らしいということを感じた場合には、保健所長に報告義務があります。保健所長の応急入院勧告によりまして、現在は指定されている病院は岐阜日赤病院でございますが、そこへ72時間の応急入院をすることとなります。その後、症状が回復しないという場合は、保健所長の勧告措置によりまして、回復するまで入院措置がとられることとなっておりますし、医師法の第19条には、医師は診察、診療の求めがあった場合にはこれは拒んではならないとなっております。したがって、患者受け入れにつきましては、優先順位はございませんということでございますので、御理解賜りたいと思います。

また、参考までに申し上げておきますけれども、当市を含めました岐阜圏域におきましては、土日・夜間の初期救急につきましては、御存じの本巣休日救急急患診療所を初め4カ所の休日夜間救急センターが確保されておりますし、2次急患につきましては、岐阜市と業務提携契約をいたしまして、七つの病院に輪番制によりまして確保されております。3次救急という形では、県立岐阜病院救急救命センターが確保されておまして、また近くでは6月から岐阜大学病院が黒野地区で開始されるということになっておりますので、本市を取り巻く医療環境というものは大変向上してまわっていると、このように思っている次第でございます。

次に病院を設置するとなると規制があるのかということでございます。岐阜圏域での患者の人数によりまして、病床が不足するという場合には、岐阜保健所計画の中で病床数をふやしていくということがまず計画の中に盛り込まれると。それで、申請に基づいて許可が出されるということでございます。病床数の過不足ということが、規制といえ、そこがポイントになるということでございまして、設置場所が規制の対象になるということとはございません。ただ、どこにつくるかの状況によりましては、御存じのように地元の医師会との調整といったようなことは、当然やっていかないかんというふうな形になっておりますので、よろしくお願いたします。

〔16番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

16番 若原君。

16番（若原敏郎君）

町長より、御丁寧なお答えをいただきありがとうございました。

まず1点目の専門職のことについてなんですけど、平成11年度の資料なんですけど、専門職については、医師、保健婦、助産婦とか、そういう専門職についてはすべての市の5万人以上から5万人未満の市から町村の2万人以上から3,000人未満、すべて専門職が100%配置されているんですね。そのほかに土木技術士とか建築士とか、都市計画一般、商工一般、それに関しては、市の方は5万人以上も5万人未満も、すべて100%配置されておるんですね。それで、町村においては2万人以上、配置が50%、75%、配置されているところも配置されていないところもあるわけです。

で、今度本巣市という市になったわけですから、そういう土木技術士とか建築の関係の専門の職

員をにおいてはどうかあと、こんなふうに考えました。

先ほど市長の答弁の中には必要に応じてといいますか、要するに経費がどちらが得かということこれから考えるということですので、建築関係におきますと、学校の増築とか、いろんな施設をつくる場合に、すべてコンサルタントに設計を委託して、設計監理がされていくわけですが、やはり設計者としては利用しやすいとかそういうことも考えてはおるんですが、やはりデザイン的なとかコスト面とか、直接住民の利用しやすいというところまでは考えてくれないんじゃないかなと、そんなふうに思うんですね。それと、その建築の過程において、設計士任せにするんじゃないかと、その専門技術職員がいれば、きめ細かい管理ができると思っているわけでございます。そういう面から考えますと、これからは考えていかなきゃいかんと思うんですが、その点、市長はどうですか。先ほどお答えいただいたんですが、そういうのが必要ではないかと私は思うんですが、いかがですか。

議長（村瀬 治君）

市長答弁。

市長（内藤正行君）

ただいまの若原議員の質問についてでございますが、先ほど申しましたように、委託方式か専門職員の対応かということにつきましては、費用対効果といったことを考えながら対応していかんかと基本的には思っております。

それからまた、お説の中では、事務委任等が国からなされますので、そういったことに対応するためには、今後専門職が必要になってくることもあろうかと思っておりますので、その折には十分御意見を対して対応していかねばいかんと、このように思っている次第でございます。

建築に対します具体的な事例を挙げて御説明があったわけでございますが、たとえ外部委託しましても、学校なり建物をつくるという場合には、外部の建築設計士任せということではいけませんので、基本的には公共施設の設置検討委員会というものをつくりまして、先生方にも入っていただく、あるいは学校でしたら父兄の方とか学校の先生、そういった方も入っていただいた検討委員会をつくって、十分、先進地の事例も研修しながら、自分たちの学校はどうしていったらいいかというような意見を出して、検討委員会の意見のもとに外部委託したってできるわけございまして、旧糸貫町では、そういう形で温もりの里とか、あるいは一色小学校、今度お願いしてありますが、それらにつきましても十分そういう意見を取り入れてやってきたわけございまして、外部のなすがままというようなことではいけないわけですので、今後はそういう姿勢で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔16番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

16番 若原君。

16番（若原敏郎君）

専門職については、必要に応じてやっていただくということで、よろしくお願したいと思いま

す。

それから総合病院についてですけど、この本巢市の中には近くに病院がないということで、大きな手術とか、入院する場合は岐阜市民病院、また大垣市民病院、大学病院等へ行くわけですが、今後、高齢化社会になってきますので、実は私も以前に揖斐病院に家族が入院していたことがあるんですが、そのときは私は車に乗って何回も通ったわけですが、だんだん高齢者社会になってきますと、家族の中にすべて車に乗れる人ばかりじゃないと、そんなことも思いますし、家族の中に入院する者が出てきますと大変なことになってくると思うんですね。今の市長のお答えの中には、病床数が問題になって、この地域はもう病床数は超えていると。そんな回答で、今のところはできないという答弁でございましたが、我々の方から見ますと、やはり市となったわけでございますので、何とかこの市の中に安心して入院ができるような、コミュニティーバスで通える範囲のところに病院があったら非常にいいかなあと。高齢者ばかりの家族になっても、そのバスで病院へ行けると。入院しても家族に会いに行けると。こんなところに病院があったら非常にいいなあと、そんなふうに思っております。今後、もし岐阜の医療圏域の中で、本巢市の中にもその枠が取れるような状況になるのならば、一つ本巢市の中にも病院をつくってほしいなあと、こんなふうに考えております。

本巢市の中では、共同の火葬場もつくったらどうかかなあという話もありましたけれども、火葬場へ行く前に病院へ安心してかかりたいなと、こんなことも思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

若原議員にお伺いしますが、要望でよろしいんですか、答弁が必要なんですか。

16番（若原敏郎君）

先ほど市長にお答えをいただきましたので、それで理解できますので、今後はそういう状況に置かれておるということでございますのでわかりました。終わります。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。

10時45分に再開したいと思います。

午前10時16分 休憩

午前10時45分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は49人であり、休会前に引き続き会議を開きます。

続きまして18番 堀 守君の発言を許します。

18番（堀 守君）

議長の発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

その前に議運の皆さん、これからこの放置自動車等の条例制定を求めまして、若干の不備な点が

ございましたので、発議ではなく、質問という形にさせていただきました。なお、その節には賛同いただきました、皆さんにも御迷惑をかけたと同時に、議員の皆さんにも大変御迷惑をおかけしましたことを、まずもっておわび申し上げます。

では、これからさせていただきます。放置自動車等の防止条例の制定を早急にということで、放置自動車はナンバープレートが外してあっても、廃棄物と認定するのは難しく、所有者が見つかったりも指導に強制力がないのが現状であります。また、2004年4月から自動車リサイクル法が施行され、自動車の廃棄処理費用がさらに高くなるため、放置自動車の増加が懸念されます。市内の公共の場所に放置された自動車等により生ずる障害及び危険を除去することによって、市民の安全で、快適な生活環境及び自然環境の維持を図ることを目的とするものであり、最近、全国で条例を制定する市町村が急増しております。近隣では岐阜市、瑞穂市も制定されております。このような観点から、当市においても早急の条例制定を願うものであり、執行部のお考えをお尋ねしたいと思えます。

議長（村瀬 治君）

放置自動車等の防止条例の制定について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、18番 堀議員さんの御質問にお答えをいたします。

御質問の放置自動車等につきましては、市内の道路及び公園との公共場所に放置自動車がございます。現在その状況を調査しておりますが、本巣高校北側市道に放置してある乗用車が1台、それから真正分庁舎北側市道に放置してある乗用車が5台、さらに県道曾井・中島・美江寺線の名鉄踏切より南へ約200メートルほど行ったところ、下真桑地内になりますが、ここに1台放置してあるのでございまして、北方警察署と廃棄車両に該当するかの協議を進めているところでございます。

この3カ所における放置車両のほとんどが廃棄車両に該当するものと思われませんが、今後は市全体の放置車両一台一台について個別に調書を作成いたしまして、北方警察署の協力を得つつ、廃棄物として処理できるものは処理する予定であります。

条例につきましては、自動車等の放置予防、並びに放置自動車等の処理手続の明確化及び撤去作業時間の短縮化等を図り、放置された自動車等により生ずる障害及び危険を除去することにより、市民の安全で快適な生活環境及び自然環境の維持を図ることから必要と考えております。今後は、条例の制定に向けて進めてまいりたいと考えております。

なお、制定の時期につきましては、関係機関との調整や協議に時間がかかることから、また保管場所の選定等の必要もありますので、いましばらく時間をいただきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

18番 堀議員。

18番(堀 守君)

早急にやっていただけるのは、大変結構なんですけれども、できますれば平成17年の4月、5月にはこれが適用できるように、また上級官庁とも協議されると思いますけれども、それに向けて、なるべく早くその条例制定できるように、欲を言いますればこの9月の議会までぐらいまでにはきちっと原案をつくっていただきまして、そして9月に本巢市の条例として成立できるように、事務局の方をお願いしたいと思います。

また、根尾の方にも随分、根尾の方にお聞きしますと、15台、20台でないということですので、結構あると思いますので、これは新年度となりますと予算的な面も出てまいりますので、そういう面においてもしっかりとさせていただいて、今後とも、早急に向けて先ほど言われましたように、下真桑につきましては民家と30センチか40センチしか離れていないものですから、自動車にはオイルまたガソリン等が残っているものですから、これに悪さをされて火でもつけられたら大変なことですので、これは早急をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいいたします。結構です。ありがとうございました。

議長(村瀬 治君)

続きまして、30番 大西徳三郎君の発言を許します。

30番(大西徳三郎君)

1点通告してあります。お許しをいただきましたので質問をいたします。

平成16年度の地方交付税の見通しについてであります。

町村合併に対して、国の財政支援措置の一つである地方交付税算定の特例(合併特例法第11条)によると、合併による経費の節減は合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併関係市町村がそのまま存続した場合に算定される交付税の合計額を合併市町村に保障し、その後5年度については保障額が段階的に縮減されるとあります。

地方交付税のうち、特に通告税は本巢市にとっても重要な財源であります。国の三位一体改革により瑞穂市の16年度の地方交付税は2億3,600万円が削減されたと報道されております。本巢市の地方交付税も大変心配されますが、2点についてお尋ねをします。

一つ、15年度の4ヵ町村の全体の普通交付税の決定額は。

2点目、16年度一般会計暫定予算の普通交付税は8億6,000万円が計上されていますが、16年度における普通交付税の見通しはということであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長(村瀬 治君)

平成16年度の地方交付税の見通しについて、市長の答弁を求めます。

市長(内藤正行君)

大西議員の質問に対しましてお答えいたします。

初めに平成15年度の交付税の交付決定額は幾らかとの御質問でございます。旧町村で既に収入済

みでございますが、トータルしまして23億 2,487万 6,000円でございます。

町村別に 100万単位で申し上げますが、本巢町が7億 6,000万、真正町が4億 7,900万、糸貫町が9億 8,200万、根尾村が1億 300万ということでございます。

次に平成16年度におきます普通交付税の見通しについてでございますが、国の三位一体改革によりまして、地方交付税の減額は、本市の場合、影響を及ぼしていると、このように見ております。

普通交付税につきましては、普通交付税の算定の特例ですね、いわゆる合併算定がえによりまして合併年度及びこれに続く10ヵ年度は、御発言のように旧町村単位で算定された額を下回らないように算定されるものでありますが、16年度の普通交付税の見込み額は前年度の市町村の合計と比べまして1億 7,000万、7.2%が減となる見込みでございます。したがって、平成16年度の普通交付税見積額は21億 6,900万以上ということになるわけでございます。よろしく申し上げます。

〔30番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

30番 大西君。

30番（大西徳三郎君）

市長から答弁いただきました。今、まだ暫定予算の審議中ということでありまして、6月議会に本予算を計上されるということでありまして。それで、この普通交付税におきまして、新市建設計画におきますと、この平成16年度は33億 3,900万円、これはあくまで財政計画でありますけど、33億 3,900万円見込んでおられるわけですね。これは合併特別債を含んで算入額も入ってくるのかもわかりませんが、非常に今の数字を聞いておると、15年度の普通交付税は先ほど言われていましたけど、特別交付税が15年度の一般会計予算において2億円計上されております。2億円ですから、頭出しということで、多分何千万円の上乗せはあるか、よくいっても3億であろうと想像されますけど、それにおきまして15年度の地方交付税の合計が28億、27億位でとまると。それで16年度の市長の見通しは21億 6,900万円。これに特別交付税が含まれまして、15年度並みで行っても25億まで行くか行かないかと想定されるわけです。

特別交付税の措置ということで合併後にあるわけですけど、それを読みますと、平成16年度末に合併した市町村に対し、合併関係市町村間の公共料金の格差是正、公債費負担格差の是正、土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要に的確に対応するための経費について、合併年度またはそのよく年度から3ヵ年にわたり特別交付税を包括的に措置される。括弧して3年間合計で上限12億というふうに、特別交付税の措置もあるわけですけど、とてもこれに該当するのは非常に少ないと思います。特別交付税がそんなに16年度はふえるというふうには考えにくいわけですけど、先ほど数字をずうっと言っておりますけど、とにかく新市計画の33億に対して非常に地方交付税が少ないということで、新市建設計画そのものが、見直しをしなければならないような数字ではないか、そんなふうにご心配するわけです。16年度の事業そのものを、また新市建設計画、これをまた見直さなければならないような状況とあるというふうにご考えるわけですけど、市長、その辺どのようにお考えになりますか。

議長（村瀬 治君）

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

大西議員の再質問についてお答えしたいと思います。

お説のように、予定よりかなり下がっていることは事実でございます。

そうした中で、特交と、また先ほど御説明のありました合併の3年間にわたる特別の交付税というものがあリまして、そういったものを勘案して考えますと、今の33億に対しましては5億ほど減になるんだということでございます。

一方、この普通交付税の見返りといたしましては、税収が他方では上がっていると。具体的には真正町の分がかなり上がってきておりますので、そういった関連もございまして、一概に交付税だけでは考えられませんが、後ほどの議員の御質問にもございますけれども、かなり厳しさはあります。これは私どもの市ばかりではなしに、全国的にそういう傾向になっておりますので、当初12年度を基本として策定した建設計画と乖離は見られます。したがって、相当新市の予算の設定につきましても、十分そうした背景を踏まえまして、予算立てをしていかないかと、このように思っている次第でございますので、よろしく申し上げます。

〔30番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

30番 大西君。

30番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。真正町から5億も急にふえて、税収が上がるといことはありませんので、大変厳しいこれからの予算編成をされると思います。この質問に関しては、竹中議員も同じような質問されておりますので、あとは竹中議員にお願いしていきたいと思ひます。

きょうの朝、朝刊にありましたが三位一体改革、これは言われておるわけですけど、三位一体改革で、先ほども言ひましたが、瑞穂市の交付税も2億3,600万円少ないというようなことで、三位一体がすべてではないかもわかりませんが、三位一体改革において、先ほど言ひましたようなこの合併特例法11条のようなことがないがしろにされてしまうのではないかと、そんな危惧を持っておるわけですよ。きょうの新聞におきますと、国から地方へ出てきて意見交換会をやるというようなことで、国も必死に地方に説明して、地方も言ひたいことを言うということであろうと思ひますし、梶原知事も三位一体改革につきましても積極的に物を言ひてみえますし、そういうことにおいては三位一体改革がいいふうに改革して、地方に財源が移譲してくればいいわけですけど、非常に三位一体改革自体も中途半端というか、過程であるということで、特に市長にお願いしておきたいのは、こういうところにも積極的に参加していただきまして、三位一体改革の陰に隠れてしまつて、合併特例のそんないるんな恩恵がないがしろになってしまつては、非常に地方としては困るわけですよ。その点、どうであるかということをお最後に市長にお答え願ひたいと思ひます。

議長（村瀬 治君）

市長答弁。

市長（内藤正行君）

三位一体改革につきましては、大変、私どもの市も影響を受けておまして、補助金の削減が約9,000万になりました。その見返りの税源移譲が5,600万ということで、3,400万ほど減になるという形になっておまして、この税源移譲と補助金削減との関係がフィフティ・フィフティになっていないということが問題であろうと思います。したがって、この点につきましては、私ども今度市長会ということになりますが、そういったところ、あるいは県等の上部団体と連携をとりながら、強く国に対しまして要求をしていかないかんと、こんなふうには思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔30番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

30番 大西君。

30番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。以上で終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、22番 川口金二郎君の発言を許します。

22番（川口金二郎君）

ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しました次の2点について質問をいたします。

まず市長さんにおかれましては、去る7日行われました選挙において、すばらしい成績で圧勝され、本巢市初代市長に当選されました。心よりお祝い申し上げます。新市本巢市のかじ取り役として、輝かしい本巢市発展ができるよう、リーダーシップを十分発揮され、御活躍賜りますことを心よりお願いを申し上げます。

それでは、予算説明書の作成配付について質問をいたします。

御承知のように、行政が何事も執行するについては、住民の十分な理解を得、積極的に参加いただき、公正で均衡ある地域づくりを執行されるためには、事業の目的、また予算の内容等を住民によく理解をしていただくことは、私は不可欠ではなからうかと思えます。

今議会、平成16年度暫定予算が上程、また6月の議会には本予算案が上程され、審議されるのでありますが、本来この予算は市民のものであり、市民のとうい税金でもあります。行政は、この予算の内容を最もわかりやすく住民に説明する義務があるのではないかと思います。もちろん広報等による説明は行われると思いますが、決して住民にとって十分理解いただけるものではないと思えます。私は、特に役所用語ではなく、最もわかりやすい言葉を使い、内容についても十分な説明を行い、理解いただくことによって協力をいただくことができ、行政と住民が一体となった執行ができるのではないかと思います。

こうしたことから、既に一部の自治体において「もっと知りたいことしの仕事」と題して、事業

の目的予算の内容等を一冊の本にまとめ発行、全戸に配付され、多くの住民より大変高く評価をされているとのことであります。

内容について一例を挙げてみますと、道路整備事業なら、事業の目的は何であるか、場所はどの集落で、どの地点からどの地点までの延長、また幅員等も明記。着工前の写真も添付。完成後は図面、図解等により説明。また、事業費のうち補助金、負担金はおのおの幾らか等々記され、内容すべてが大変わかりやすく理解できるというものであります。

特に本市は、今議会6月議会で新市が発足して初の新年度予算案が審議され、執行されるのであります。市民の皆さんにこうした事業の目的、予算の内容等にも納得いただき、また同時に、大変広大になった本巢市全体の地域も早く把握していただくためにも、説明書の作成配付ができれば、私は一石二鳥、大変意義にあるものと思えます。強く要望させていただくものであります。市長さんのお答えをいただきたいと思えます。

次に、国道157号線改良工事日当トンネルについてお尋ねをいたします。

御承知のように、先月19日に県の2004年一般会計当初予算案が発表されましたが、3年連続減少の前年度比2.6%の減、総額7,986億6,000万円と大変厳しい予算の発表であり、過去最大の減額となりました。

そのような中、特に公共枠が15%カット、155億円の減、また県単枠が20%減の90億と大変大幅な削減、道路整備事業など新規着工の見送り、河川改修の約4割が工事の中止となる見込みと報じてありました。

このような状態の中、特に地元本巢市にとって大変大きな衝撃を受けたことは、日当トンネルの着工が見送られたことです。御承知の157号線は、本巢市を南北に縦貫し、東海北陸地方を最短距離で結ぶ大動脈であります。地方の発展は道路の整備にあると言われております。我々地元といたしましても、長年にわたり、幾度となく国・県に対し陳情に陳情を重ねてきました。国・県の方からの方からも、一部大変難航しておった用地問題もようやく解決できたので、16年度下期には着工、19年度にはトンネルも完成するという大変心強い説明を聞き、喜んで、その旨地元住民にも伝えた矢先のことであり、余りにもその衝撃は大きく隠し切れないものがあります。

このような状態に対し、今後、本巢市として関係省庁に対し、どのように取り組んでいかれるのか、市長さんにお答えをいただきたいと思えます。

議長（村瀬 治君）

予算説明書の配付についてと、国道157号線改良工事の日当トンネルについて、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

川口議員の御質問に対しましてお答えを申し上げます。

初めに、予算説明書の配付についての御質問についてでございます。

地方自治体の予算につきましては、地方自治法219条の規定に基づきまして、住民に公表しなければならないと、このように定められているものでございます。したがって、昨年までは旧町

村それぞれ創意工夫、努力されて、住民にわかりやすく見やすい内容で、広報紙等で公表されてまいったところでございます。旧根尾村におかれましては、今、議員が申されましたように、数十ページにわたる予算説明資料を作成をされまして、全戸に配付されたと聞いておりますが、大変これは御努力なさって、またすばらしいことであると、このようにも判断しているところであります。

しかしながら、この方式を市として採用いたしますと、その説明資料が大変膨大なボリュームになると。そういう冊子になるわけでございますので、費用対効果といったことも勘案しながら考えました場合に、大変厳しいのではないかと、このように思います。したがって、市といたしましては広報紙などで特集を組みまして、住民にできるだけわかりやすい内容で公表してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

次に、国道 157号日当トンネルの工事の事業推進に対して、関係省庁に対し、どのように対処するのかという御質問でございます。

一般国道 157号は、岐阜北部地域の産業経済の発展を担いまして、地域の生活、観光を支え、さらに県都岐阜との連絡をする重要な路線でございます。しかし、旧本巣町及び旧根尾村の境の区間におきまして、大変道路の幅員が狭くて線形も不良なため、道路整備が不可欠であるわけでありませう。県におかれましては、国道 157号日当平野バイパス事業と位置づけられまして、事業延長 4.2 キロ、幅員12メートルの整備計画で、平成 4 年度から進めてまいっておりますが、御存じのように用地買収当の問題もありまして事業が遅延しておりまして、大変申しわけなく、また残念と、このように思っている次第でございます。

この区間につきましては、現在、根尾川 1 号、2 号橋の上部工並びに日当地区の道路改良工事が施工中であるわけでありませう。岐阜県の予算につきましては、議員が指摘されましたように大変厳しい状況になっておりまして、国が予算をつけられましても県がついていけないと、このような厳しい県財政ということになっているわけでございます。本市としましては、できる限り早期に日当トンネル工事に着手していただきまして、この区間が一日も早く完成しますよう、岐阜国道協会、国道 157号整備促進期成同盟会による関係機関への要望活動を行いますとともに、市といたしましては、当市に幸い国道県道整備促進の特別委員会を設けていただきましたので、皆様方の御協力をいただきながら、県に対しまして、これは合併を支援する事業として考えていただきたいと、こういう姿勢のもとに、強力に要望活動を実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方も格別の御協力を賜りたいと思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

〔22番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

22番 川口君。

22番（川口金二郎君）

予算説明書の発行配付でございますが、ただいま市長さんのお話で、こうした大きな大世帯になったということで、大変なことでもありというお話でございました。そのことはよくわかるわけでございますが、何とか主要事業のみにお寄りいただいても、お願いしたいということと、なお先ほ

ど私が申し上げました役所用語と申しますのは、この広報というものは住民の皆さんに見ていただく、わかっていただくためにお金も使って発行されるものでなかろうかと思えます。そうした意味におきまして、それじゃあ一般の住民に対して、市債とは何であるかとか、公債費とは何であるかとか、あるいは繰り入れ、繰り出し、こうした県の支出金というものは役所用語であって、一般人には非常にわかりにくい用語ではなかろうかと、こんなことを思うわけでございます。これが果たして何であろうかと思って字引を引いて納得するというようなことも数少ないかと思えますので、何とかこちらあたりを括弧書きでもしていただいてもいいと思います。市債とは何であるか、また公債費とは何であるか、繰り入れとは何であるかというようなことを、少しでも住民の皆さんに理解をしていただくことも必要でないかと思えますので、そうした面でも御考慮をお願いをしたいと思います。

続きまして、日当トンネルでございます。ただいま御答弁のように、トンネルの方は大変厳しい状況にあったということで、先ほど来申し上げましたように、私たちも大変大きなショックを受けておるわけでございますが、また話に聞くと、ただいま市長さんが申しましたように、国からは予算がつけても、県の方にその負担金を持ちかねるために工事がおくれるんだ、あるいはできないんだというようなお話も承っております。また、ある筋からお聞きしますと、今現在やっております橋梁の方も、お話のようにあそこを通りまして、16年度には全部完成して終わって日当へおりまして、あの橋梁は16年度に完成で使用していただくんだというようなお話でしたが、あの橋梁の完成すら、非常に県の方が厳しいしということで、渋っておるんじゃないかと、そんな話を耳にしたわけでございますが、そのようなことのないように、市としましても万全をしていただいて、県の方にもお願いをしていただき、来年度、今年度、とにかくその橋梁だけ供用開始ができるように、ひとつ強い要望をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

答弁の方は結構でございます。

議長（村瀬 治君）

続きまして、48番 三島智恵子君の発言を許します。

48番（三島智恵子君）

3点についてお尋ねをいたします。

まず第1点は、市の窓口対応についてでございます。

市になって、職員も入れかわり、住民が困惑する場面が多くなっているとお聞きをしております。例えば身分証明書の提示を求められる、あるいは職員が言っていらっしゃることがよくわからないというような不満が私の方にもたくさん来ております。

市民は、合併して本巢市になったら、より専門的になって、職員の質も上がり、もっとよくなるのではないかと、このように期待をいたしております。職員も異動の直後で大変だとは思いますが、特に市民に対応される場合には、例えば身分証明書を欲しいというのであれば、その理由について、あるいは制度などについて、十分に市民のレベルで説明をしていただいて、意思の疎通を図ることが大切ではないかと私は考えますが、今後の職員指導の方針を市長にお尋ねいたします。

二つ目、福祉事務所設置に伴う国の助成についてでございます。

市になったために、福祉事務所を設置しなければならなくなりました。そのことで、事務量、あるいは財政負担の増加が予測をされます。生活保護、あるいは障害者等の認定業務を市が担い、費用の負担もこれまでの町村の25%から50%になるというふうに聞いております。

そこで次の3点についてお尋ねをいたします。

第1は、現時点で該当者はどのくらいおられるか。市の負担の予測はどうか。国の助成制度は、町村の場合とどのように変わるのか。よろしくお尋ねをいたします。

3番目、市の施設を結ぶ交通手段の確保についてでございます。

市内の各施設を結ぶ交通手段、あるいは病院、特に大学病院や市民病院などの総合病院への接続手段を望む声が多くなっております。

先ほど、ほかの議員さんも病院の問題についてお聞きになりましたが、岐阜大学病院が黒野の方へ移ってくるということで、あそこまでコミュニティーバスを通わせてもらえないと言われる声も既に聞いております。新市建設計画の柱でもありますコミュニティーバスの路線の決定に当たって、次の観点からの基本方針をお尋ねいたします。

第1、市民の買い物への足の確保を考慮して路線を決めるのか。市の外、市外への病院への足の確保を考慮するのか。3. 民間の交通関係者との折衝はどの地点で行うのか。以上3点について御答弁のほど、よろしくお尋ね申し上げます。

議長（村瀬 治君）

窓口対応、福祉事務所設置に伴う国の助成、公共交通網整備充実について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

三島議員の御質問に対しまして、お答えを申し上げます。

初めに、職員の窓口対応についてでございます。

2月1日に本巣市が発足しまして、職員が一丸となりまして住民サービスに取り組んでいるところでございますが、議員の御指摘のように、当初は窓口対応の点で市民の方に不都合をおかけしたように聞いております。最近のところは、このようなことはなくなったと聞いております。

実は最近、全国的な問題でございますが、戸籍の届け出、婚姻とか養子縁組、こういった届け出、あるいは住民移動の届け出、転入転出等につきまして虚偽の届け出の事件が発生しておりまして、これが社会問題化しているところでございます。このため、法務省から未然防止のために、届け出人に対しまして身分証明書を提示するよう通達がありました。本市としましても、旧町村の時代の広報紙で住民にお知らせしまして、2月1日から身分証明書を提示いただき、それによって個人確認をさせていただきますと、このようにさせていただいているところでございますが、こうしたことは新しい対応事項でございますので、そういったことが不満となってあらわれてきたんではないかと思っております。そうしたときにも、御指摘のように懇切丁寧に御説明申し上げまして、御協力をいただくという姿勢を持たなければならぬと思っております。行政は、常に住民の視点に立ちまして、

仕事を進めなければいけないと、このように思っております。住民にとりまして、市の仕事が適正かつ信頼されるものであるかどうかということが最も重要であると、このようにも思っているところでございます。このため、住民の方が満足できる親しみやすい窓口を目指して、職員の指導をしてまいり所存であります。

その一つとしましては、明快であること。これは、役所に来る機会が少ない住民にとりまして、行政手続はあまり経験がないという方もございますので、そういったことを考慮しながら、職員が住民に対しましてわかりやすく説明し、対応することが重要ではないかと思っております。

また、二つ目としましては、迅速であることですね。住民の方に長い間お待たせするということはあってはならないと思っております、これも大事なことではないかと思っております。

窓口は、市役所の顔であると言われておりますように、職員の対応によりまして市役所の印象も変わるものでございます。今後とも住民の立場に立ちまして、明るく、迅速、親切をモットーにサービスに努めてまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

次に、福祉事務所の設置につきましての国の助成はどうかという御質問でございます。

市制によりまして、福祉事務所を設置することができまして、本市も設置をしていただきました。各種事業、取扱事務及び費用の負担等々がこれによって増すことが予想されております。

また一方、事務の移管によりまして、今まで申請等に日数がかかりましたということも、福祉事務所で解決するものでございます。そういった点では、早く処理ができて、市民の皆様方へのサービスの向上にもつながる点もあると、このように思っている次第でございます。

初めに、権限移譲による該当者はどのくらいあるかの御質問でございます。

まず生活保護では、27世帯46人の方が保護費を受けていらっしゃるわけでありまして。この27世帯のうち、一人世帯が20ございますし、残る7世帯のうち3世帯が母子世帯で、16歳から2歳までのお子さんを抱えていらっしゃる世帯もあるわけでありまして。障害者関係につきましては、身体障害者手帳を所持されている方は1,349人でございます。その内訳を申し上げますが、肢体不自由児797人、内部障害314人、聴覚平衡機能障害140人、知覚障害90人、音声言語障害8人でございます。また、手帳の級別でございますが、1級が307人、2級236人、3級381人、4級225人、5級と6級で200人というふうな内訳になっております。体等に著しく障害があるため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の障害者に支給される特別障害者手当受給者は23人でございます。また、20歳未満の障害児に支給される障害児福祉手当受給者は同じく23人でございます。

次に、市の負担はどのくらい予想されるのかの御質問でございます。

市制になりまして負担率が大きく変わった事業について申し上げますと、社会福祉事業についてでございますが、生活保護費、扶助費では、国の負担が4分の3、県の負担が4分の1であったわけでございますが、県の負担の4分の1を市が負担すると、こういうことになってまいります。また同様に、負担率が4分の1から2分の1に変わった事業は、施設訓練支援費、身障者保護費、更生医療、補装具、日常生活用具の扶助等でございます。身体等に著しく障害があるため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の障害者に支給される特別障害者手当、同様な状態の20歳未満

の障害児に支給される障害児福祉手当や一般の福祉手当につきましても、生活保護費と同様4分の1の負担となります。父と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育する母、または養育者に支給される児童扶養手当につきましても、全額国庫負担であったものが、国4分の3、市の負担4分の1となります。老人保護措置費につきましても、個人負担分を除いた4分の1から2分の1の負担となります。以上の事業につきましても積算をしてみますと、市の負担する額はおよそ8,650万増額となるわけでございます。

次に、国の助成はどう変わるかという御質問でございますが、地方分権推進のための三位一体改革で、国庫補助負担金を廃止し、税源移譲するべきと言われていた今日でございます。社会保障分野では、身体障害保護費負担金を初めとして多数の項目が上げられているわけでございます。少額、あるいは定率の国庫補助負担金につきましても、原則的に廃止する方向でございますし、地方が引き続きそれを実施するというものについては、所要額を地方に移譲してほしいというふうに要望しているところでございます。このような状況下で、国の助成につきましても大変厳しくなっていくと、こういう状況でございます。

そうした情勢の中にもありましても、住民の方に生きがいと安らぎのあるまち、あるいはきめ細かな福祉の推進をしてあげるといふ努力をしていかなければいかんわけでも、それなりの市として大変厳しい予算の中でも、こうしたことの後退にならないように努めていかないかんと、このように思っている次第でございます。

次に3点目の、公共交通機関に関する御質問についてでございます。

議会初日の私の所信表明でも述べさせていただきましたが、本市では分庁舎方式を採用しております、これを有機的に結ぶ必要性がありますし、また市民にとりまして、安全で効果的で、しかも利便性の高い公共交通機関をネットワークしていきたいということで、新市建設計画にも重要プロジェクトとして掲げさせていただいているところでございます。

現在、真桑コミュニティ公園の駐車場、樽見鉄道の北方真桑駅の少し西のところでございますが、この真桑コミュニティ公園の駐車場を仮の交通拠点といたしまして、ことし10月の運行を目指してあるわけですが、コミュニティバスを走らせてまいりたいと。コミュニティバスの路線決定に当たりましては、1路線1時間を目途としまして、157号線を中心に東西2路線を考えているところでございます。

高齢者や障害者等の生活弱者にとりまして、安全で便利であることが重要でありますので、そうした観点でコースを決めていかなきゃいかんと考えております。

御質問にもございますが、市民の買い物の確保ということでございますけれども、市内の商業路線をバス路線に組み込んでいきたいと、このように思っております。しかしながら、すべての住民の方にすべての地域、施設をバス路線に組み込むということはとても困難でございますので、議会におかれましては、幸い地域交通検討特別委員会を皆様で設置していただいておりますので、執行部で考えながら、委員会の皆様とも十分協議をして、路線決定をしてみまいりたいと、このように思っています。

次に市外の病院への足の確保ということでございますが、交通拠点においてバスの乗り継ぎができますよう、岐阜バスの新岐阜からリバーサイドモール真正までの真正・北方・大縄場線の変更をお願いしておりまして、もう一つは穂積駅から芝原6丁目までの北方・穂積線の延長を、この本巢市の先ほどの真正コミュニティー公園を通るように延長をお願いしておりまして、市民の利便性の確保を図ってまいりたいと思っております。

民間の交通関係者との折衝はどの時点で行うのかとの御質問でございますが、既に既存のバス路線の見直しができるかどうかについて事務的に調整しておりまして、バス会社と内託をいただいております。

コミュニティーバスの路線の草案ができました段階で、運行に係ります安全性の確保や運行時間などにつきまして、早急に定めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔48番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

じゃあ1点ずつ、もう少し詳しくお尋ねをいたします。

まず第1点の、市の窓口対応についてでございますが、大変丁寧な御説明をいただきましたが、市の職員さんが知っていらっしゃることも、市民が知っているとは限りません。また、広報にこういう制度ができたからというふうに載せたから、必ずしも市民が承知しているとは限らないわけです。そういうところから不満がきますので、ぜひ、そんなことぐらい知らんのかという顔をしないで、市民のレベルで説明して対応していただきたいとお願いしましたので、ぜひその点でよろしくお願いをいたします。

二つ目、福祉事務所の関係ですが、市長から御答弁をいただきましたように、事務量とともに国の補助金も減ってきて、大変厳しくなる、財政負担もふえるというふうに思いますが、そのことによって生活保護の認定、あるいは障害者の認定が厳しくなるというようなことでございますと、市民にとっては大変不幸なことになります。今、市長がお答えいただいたように、ぜひ後退をさせないという態度を守っていただいて、市民の立場で考えていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いをいたします。

3番目の公共交通の整備充実でございますが、ほかの民間の路線とも既に調整できるものはしているというお話がございました。先ほど私、ちょっと言いましたが、市の外への病院ですね、市外の病院。特に総合病院へ通っていらっしゃる方は、名鉄揖斐線の廃線の声もある中で、大変不安に思っていると思います。その点で、病院の近くまでのバス路線とつなぐことができるのかどうか、もう1点、その点についてお尋ねをしたいと思います。先ほどのほかの議員の質問でも、この市に総合病院をつくるということは、まだすぐには無理だということをおもとらえたので、病院関係についてつなげるかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

午前11時47分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

市長答弁。

市長（内藤正行君）

岐阜市内への病院へのアクセスの御質問でございます。

これにつきましては、コミュニティーバスを直接岐阜市内に乗り入れることはできませんので、既存のバスとの連携を乗り継ぎをしていくと。その中心なのは、真桑コミュニティー公園でございますけれども、先ほど申しましたように真正・北方・大縄場線の活用、あるいは北方・穂積線の延長していただきまして、穂積駅へも行けますし、市内にも行けるという形になりますので、この二つの路線を中心に、市内へのアクセスとしてまいりたいと考えておりますが、先ほども申し上げましたように、今からコミュニティーバスの路線も決定いたしますので、そうした中で、より有効な方法がないかも探りながら努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔48番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

岐阜市民病院とか、あるいはその他の病院についてはわかるわけですが、大学病院は市民の立場からするとすぐ近くという感覚になったわけですね、岐阜市黒野に来ますので。そうすると、あの近くを通っているバスをこちらで延長していただいて、コミュニティーバスとつなげないかという要望があるわけなんです、その点についての折衝はいかがでしょうか。できるならしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（村瀬 治君）

市長答弁。

市長（内藤正行君）

岐阜大学病院へのアクセスということで御質問がございました。

これにつきましては、市内に入れば当然アクセスはあるわけでございますが、今おっしゃるのは、本巣市から直接大学病院へ行くことはできないかということでございますので、ここのバス路線をよく調査しまして、今、バス会社と交渉しておりますので、そちらの方とその点につきましては、十分協議をしてみたいと思います。将来的には、長良・糸貫線という、あるいは大野・黒野線ですか、この県道の改良を行っていただいております、それは幅員は24メートル4車線とい

うような形になっておりますが、これができますと、当然の線バスも走らせていただくということになりますので、将来的にはそのような形で対応できるんですが、今は既存のバス路線をうまく大学病院の方に、本巢市のアクセスとして活用できるようにできないかということを御提案いただきましたので、十分検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

48番（三島智恵子君）

終わります。

散会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月18日午前9時から本会議を開催し、一般質問を行いますので御参集ください。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

